

群馬県障害者雇用ネットワーク登録申請書

令和〇年〇月〇日

群馬県知事様

群馬県障害者雇用ネットワーク制度の趣旨に賛同し、群馬県が取り組む障害者雇用施策に協力します。
なお、申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ありません。

- 新規申請 (どちらかにチェック)
更新申請 (登録番号:)

1 企業・事業所の概要等

Table with 2 columns: Field (ふりがな, 企業・事業所名, 代表者, 所在地, ホームページURL, 担当者, 業種, 事業内容) and Value (まるばつこうぎょうかぶしきかいしゃ, OX工業株式会社, 代表取締役 赤城 太郎, 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1, http://www.pref.gunma.jp/, 総務課 主任 榛名 次郎, E製造業, OX△□の製造)

2 障害者の雇用状況等

(1) 特例子会社以外の場合

企業または事業所における障害者雇用状況(申請日以前で直近の6月1日現在)

Table with 3 columns: Item (障害者雇用状況報告書の写し, ①常用雇用労働者数(人), ②算定基礎労働者数(人), ③常用雇用障害者数(人), ④障害者実雇用率(%), ⑤企業全体の障害者実雇用率(%)), Input (checkbox), and Description (厚生労働省障害者雇用統計調査に添付していただく。常用雇用労働者数43.5人以上の企業等 → チェック。短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)は0.5人とカウントしてください。①から除外率。常用雇用労働者数43.5人未満の県内企業 → ①~④を記入。小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。)

(2) 特例子会社の場合

Table with 3 columns: Item (特例子会社の認定書の写し), Input (checkbox), and Description (特例子会社または特例子会社が設置する事業所の場合、特例子会社の認定書の写しを添付してください。)

3 障害者雇用の取組状況等

<p>(1) 障害者雇用の経緯・目的・考え方など記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率を達成していなかったとき、ハローワークから提案を受け、障害者就職面接会に参加したことが最初のきっかけ。その後、地元の特別支援学校や、障害者・就業生活支援センターからの実習を受け入れて、適正を見ながら採用を進めている。 ・当初は、障害のある方に仕事を任せることを不安に思っていたが、特性にあった仕事をやらせてもらうことにより、今では貴重な戦力となっている。
<p>(2) 障害者が従事している主な業務内容について記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇の部品の製造、組立 ・事務作業 ・清掃作業
<p>(3) 実施している障害者雇用に対する取組について、具体的に記入してください。</p> <p>(内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備上の配慮 ・通勤や勤務時間の配慮 ・コミュニケーションにおける配慮 ・支援機関等との連携 ・職場見学や職場実習の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で通勤することが難しい社員のために、最寄り駅等の複数の場所を回る通勤バスを毎日出している。 ・障害者・就業生活支援センター〇〇〇〇と連携し、雇用する障害者の方にあつた仕事内容や、職場定着に関するアドバイスをもらっている。
<p>(4) 今後の取組について、<u>計画や予定があれば</u>記入してください。</p>	

【記入要領】

1 企業・事業所の概要等

- 県外に本社がある事業所の場合は、本社の情報ではなく、登録を受けようとする県内の事業所の情報を記入してください。

2 障害者の雇用状況

(1) 特例子会社以外の場合

- 厚生労働大臣へ障害者雇用状況の報告義務がある企業等(常用雇用労働者数が43.5人以上)の場合、申請日以前の直近に公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書(厚生労働書告示様式第6号)」の写しを必ず添付してください。
- 厚生労働大臣へ障害者雇用状況の報告義務のない企業等(常用雇用労働者数が43.5人未満)の場合、雇用状況について現地確認を行います。
- 人数等の算定方法は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率制度における算定方法に準じます。

3 障害者雇用の取組状況等

- (3)の障害者雇用に対する取組は、できるだけ具体的に記入してください。
- 記入いただいた内容は、県のホームページ等に公表します。